

鳥取県告示第73号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年1月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字尾見字小谷日方433、433の9、字栃サコ441から444まで、447、字名引ウヘ458の1、458の2、字立水461、462、464、465、466の1、467の1、468から483まで、485の1、486の1、字大谷487から492まで、492の1、493、494の1、495の1、496の1、497の1、498から501まで、503、504、505の1、506の1、字ハガサコ512、514、517から522まで、字梅ケナル上523から529まで、531、533、535から538まで、字南谷539、541から543まで、544の1、544の2、545、546の1、546の2、546の3、547から557まで、559から561まで、564から569まで、字喜当路577の1から577の3まで、577の5、577の6、577の8から577の10まで、字明ケナル578、578の1から578の4まで、字中谷583から589まで、589の1、590から593まで、595から601まで、字北谷602から604まで、604の2、605の1、606から610まで、610の1、611の1、612、616から622まで、623の1から623の3まで、625の1、626の1、627の1、627の2、628の1、628の2、字竹ノ元上エ629の1、629の2、631の1、631の2、632の1から632の4まで、633から637まで、字アゲサ651の1、652から655まで、656の1、656の3、656の4、657から659まで、660の1から660の3まで、661、662の1、662の4、字大サコ663の1、663の3、664、665の1、665の3、666の1、666の3、667の1、668、669、669の1、字小馬場瀬上ミ平672、673、673の1、674、675、675の1、676、字小馬場瀬市モ平677、678、681、682、684の1、687の1、687の3、字大馬場瀬上ミ平688、688の1、688の3、689の1、689の3、690の1、690の3、691の1、692、693、696から698まで、字大馬場瀬奥699から706まで、709から720まで、字大馬場瀬下モ平723から725まで、725の1から725の3まで、726

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)